

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

セイコー化工機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している薬液ポンプの整備修繕を行うものです。

当該薬液ポンプは、セイコー化工機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、上記業者以外では施行することが不可能です。よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）